

徳島県告示第四百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年九月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
小松島サンパーク協同組合	小松島市小松島町字領田二〇番地	川人 尚文

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 小松島ショッピングプラザ ルピア  
所在地 小松島市小松島町字領田二〇番地

3 変更事項

(一) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 収容台数

一八二台

変更後

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 収容台数

一八二台

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社キヨーエイ	午前十時	午後八時

変更後

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社キヨーエイ	午前九時	午後九時
株式会社ドン・キホーテ	午前零時	午後十二時

(三) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時四十五分から翌日の午前二時十五分まで

変更後 午前零時から午後十二時まで

(四) 駐車場の自動車の出入口の位置

- 変更前 縦覧に供する添付書類に示すとおり  
変更後 縦覧に供する添付書類に示すとおり  
(五) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
変更前 午前七時から午後八時まで  
変更後 午前六時から午後十時まで

4 変更年月日

3の1 令和七年五月一日

3の2から(五)まで 令和六年十一月一日

二 届出年月日

令和六年八月三十日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び小松島市産業振興部商工観光課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び小松島市産業振興部商工観光課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。